

<目次>

- 【1】ビジネスニュース速報
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー案内
- 【4】ニュースレター案内

本メールマガジンは、京都を中心に企業法務、契約書作成、労務、知的財産、再生・承継等のビジネス分野で活動する京都総合法律事務所が、ご縁のある皆様に向けて事業活動に有益な情報を提供するべく月1回発行しています。

目を通すだけでじわじわ効果が出るように心懸けています。

---

【1】ビジネスニュース速報

---

このコーナーは、日々の業務や様々なニュースソースから、弁護士野崎隆史が事業活動に有益な情報をセレクトしてお届けするコーナーです。

★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2022年2月17日（木）15時～16時】（担当：弁護士伊山正和）

テーマ：競業禁止・営業秘密・情報漏洩・顧客流出

【2022年3月10日（木）15時～16時】（担当：弁護士拾井美香）

テーマ：風評被害対策

参加無料ですので、お見逃しなく！

お申込みは下記 URL から承ります。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

◆労務◆

【3年目の残業代請求—消滅時効2年の時代はすでに終わっています！】

<残業代計算は労務管理の表裏>

1日8時間・1週40時間・週休2日制という働き方は、現代日本社会の正社員に最も普及している方法といえます。これを超えて働いた場合、通常の時間を働いた場合に支払うこととなっている給料に対し、法律が定める割合を加算した割増賃金を追加して支払わなければなりません。これがいわゆる「残業代」と呼ばれるものです。

残業代を法律が求めるとおりに支払おうとすると、いつ、どの従業員が、どれだけ残業をしたかを漏れな

く把握して、その残業の種類ごとに所定の割増率を当てはめて、残業代を計算しなければなりません。しかも、従業員ごとに通常の時間を働いた場合に支払うこととなっている給料の額はまちまちですから、残業代の計算のための基礎となる賃金単価も個別に管理しておく必要があります。

こうした作業を手作業で行うことはとても大変です。そのため、事務作業を効率化するために、どれだけ残業があろうと、毎月定額の給料を支払うことで、個別の計算を省略しようという方法が採られている例が少なくありません。いわゆる定額残業代や固定残業代といわれる仕組みです。

しかし、固定残業代の方法は、就業規則や雇用契約の根拠が曖昧であったり、実際の支払われ方が通常の時間を働いた場合に支払うこととなっている給料とハッキリと区別できていない場合など、残業代として支払ったということ自体、認めてもらえない場合があります。

しかも、固定残業代の金額が、法律どおりに計算した場合よりも少ない場合には、差額を追加して支払わなければなりません。そのため結局は、いつ、どの従業員が、どれだけ残業をしたかを漏れなく把握することは、固定残業代を採用した場合でも必要不可欠となるのです。会社にとって、事務作業を効率化させるという目的で固定残業代を導入するメリットは実際にはないといえます。2020年代では、労務管理を省略するのではなく、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進して、精密な労務管理を実現していくことこそ求められているといえます。

#### <3年目の残業代請求>

従業員は働いた分だけ会社に対して給料の支払いを求める権利を持っています。残業代の請求権も給料の支払いを求める権利の一つです。従来、会社に対する給料の請求権は、従業員が会社に対して支払いを請求することができる日、つまり給料日から2年で時効にかかるとされていました。

ところが、2020年4月1日に労働基準法が改正され、これ以降に働いた分に対応する給料については、消滅時効の期間が3年と改められました。しかもこれは、「当面の間」の措置であり、具体的な時期は定まっていないものの、そう遠くない時期には、給料の消滅時効の期間は、なんと5年にまで改められることとなっているのです。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=599>

#### 【懲戒解雇する場合であっても、退職金は支給しなければならない？】

懲戒解雇を有効としつつ、退職金の不支給を一部不適法とした裁判例について弁護士高田沙織が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=592>

#### 【不況期に会社を守るための人材活用のあり方 員削減・整理に踏み出す前のポイント】

不況期に会社を守るためには、その先にある回復期において、いかに優秀な人材を活用できる態勢を整えるかということが最重要の課題となります。そのためには、働きぶりが評価される給与体系の必要です。

少し前から、従業員の給与を定めるために、能力や成果を評価した上で査定をするという方法が進められるようになりました。しかし実際は、こうした評価制度を導入してみたものの、うまく機能しないという例が多いのではないのでしょうか。その原因のほとんどは、評価の仕組み自体が企業の実態や規模に合わないことによります。

- ✓ 総務部門や営業部門など、職種が違っているのに同じ評価基準を使っている。
- ✓ 業務への積極性や向上心など、主観的な要素を評価の中心に据えている。
- ✓ 評価の基準が従業員との間で共有されていない。

- ✓ 会社が行った評価に対する従業員への改善指導体制が整っていない。
- ✓ 中間的な評価に集中してしまい、結局、現状維持のままになってしまう。

このような運用になっている評価制度はすでに機能不全の状態にあるといわざるをえないので、すぐに見直す必要があります。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=581>

#### 【育児・介護休業法】

『育児・介護休業法』の概要と2022年4月順次施行の『育児・介護休業法改正』で企業側の対応方法とポイントを弁護士伊山正和が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=568>

#### 【パワハラ防止】

2022年4月から中小企業も義務化されるパワハラ防止に関する弁護士伊山正和の解説はこちらです。

メディアも関心を持っているようで、取材申込みもありました。当事務所のNewsLetter vol.12は必見です！

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=489>

#### ◆広告・販売規制◆

##### 【景品表示法違反（優良誤認表示）】

メルセデス・ベンツ日本株式会社に対し、景品表示法に基づく措置命令がなされました。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/026911/>

標準装備でないものを標準装備であるように表示していたことが問題となりました。

説明部分には、あるパッケージを同時装着した場合は、ある機能が追加装備される旨の記載がありましたが、これでは一般消費者の誤認を打ち消すものではないと判断されています。

打消し表示の基本は、問題となる表示によって一般消費者が抱くであろう誤認を正しく打ち消せることです。打消し表示に成功できている例はほとんどないというのが実感です。

ぜひ事前に弁護士によるチェックを受けていただきたいと思います。

##### 【景品表示法違反（優良誤認表示）】

二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする商品の製造販売業者2社に対して景品表示法に基づく措置命令がなされました。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027004/>

「空間除菌」、対象となる商品を首から下げている人物の画像、「二酸化塩素のパワーで ウイルス除去・除菌」等の表示が問題となりました。

これらの表示は、一般消費者に対し、対象商品を使用すれば、対象商品から発生する二酸化塩素の作用により、身の回りの空間に浮遊するウイルスや菌が除去又は除菌される効果が得られると誤認させるものです。

いつもどおり、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出が求められましたが、提出された資料は合理的な根拠とは認められませんでした。

また、打消し表示についても、一般消費者の誤認を打ち消すものではないと判断されました。これもいつ

もどおりです。

「空間除菌」をうたう場合、クレベリンが OK の理由をしっかりと分析していただきたいと思います。

当事務所では、広告・販売規制に関するご相談を随時承っております。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

#### ◆知的財産◆

##### 【著作権】

YouTube が公開した著作権透明性レポートによると、2021 年上半期だけで著作権侵害申し立てが 7 億件以上あったようです。

<https://pc.watch.impress.co.jp/docs/news/1372168.html>

##### 【著作権】

ユーチューバーとユーチューバーの裁判が京都地裁で開かれていました。

事案は、ユーチューバーA氏がYouTubeに編み物を編む動画等を公開したところ、ユーチューバーB氏が、自身の著作権を侵害しているとYouTubeに通知したところ、動画が削除されました。

そこで、A氏がB氏に対し、著作権を侵害していないにもかかわらず削除されたため、精神的苦痛を受けたとして損害賠償請求訴訟を提起していました。

京都地裁は、A氏の動画とB氏の動画を比較し、著作権侵害に当たらないと判断した上で、著作権侵害をYouTubeに通知した行為に対して慰謝料の支払いを命じました。

<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/697905>

安易に著作権侵害！と外部に通知すると違法となり得るリスクがある、ということはこの事案から学べると思います。

知的財産権に関するお悩みは「知的財産チーム」にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/top/>

#### ◆情報管理・秘密管理◆

##### 【不正競争防止法違反】

ソフトバンクの秘密情報を楽天モバイルで利用した行為に対し、現在、刑事裁判が進行中です。

不正競争防止法の対象となる営業秘密に該当するためには、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の3つの要件を満たす必要があります。

秘密管理性は、当方が秘密であると主観的に認識しているだけでは足りず、相手方に明確に示し、秘密であることが認識できる状態にしておく必要があります。

有用性は、秘密として保護するに値する情報であるか否かが鍵です。企業の不祥事に関する情報は有用性が否定される傾向です。

非公知性は、対象となる情報をネット等で入手できないということです。

情報管理は今後ますます重要な業務になると思われます。3つの要件のうち、特に秘密管理性で失敗して

いる例が散見されますので、皆様の実務を時折見直してみてください。

経産省の HP も役に立つと思います。

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

#### ◆コーポレートガバナンス◆

##### 【監査役】

(公社) 日本監査役協会が、「監査役監査基準」、「監査委員会監査基準」、「監査等委員会監査等基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」、「内部統制システムに係る監査委員会監査の実施基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」を改定しました。

<https://www.kansa.or.jp/news/post-2502/>

会社法の改正及び改正会社法に係る法務省令の改正、コーポレートガバナンス・コードの改訂等を踏まえたものとなっており、監査役として会社に関わる方はぜひお読みください。

社外監査役や令和3年(2021年)3月1日施行の会社法改正についてはこちらにまとめておきましたので、ご参考にさせていただきますと幸いです。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

#### ◆SDGs・CSR◆

##### 【企業行動憲章、人権デュ・デリジェンス】

経団連が、企業行動憲章 実行の手引き「第4章 人権の尊重」を改訂し、「人権を尊重する経営のためのハンドブック」を策定しました。

<http://www.keidanren.or.jp/policy/2021/115.html>

国内外の動きを踏まえて、次のような改定がなされています。

- (1) 人権の尊重が人類共通の価値観であることを明確化
- (2) 指導原則の「人権を保護する国家の義務」と「人権を尊重する企業の責任」を踏まえ、ビジネスと人権に関し、企業が自主的に取り組むことの重要性を強調
- (3) 日本政府の対応、諸外国における人権に関する法制化の動きなどの情報を更新
- (4) 国際社会で注目されている人権課題を提示したほか、Society 5.0における新たな人権課題に対する記述を追加

先月号のメルマガでも環境デュー・デリジェンスをご紹介しましたが、ビジネスと人権はもはや対立するものではなく、より高次元の企業活動を実現するパートナーです。SDGsのバッジに象徴されるように、指導的な立場の皆様が率先して人権を尊重することが時代の要請となっています。

「人権を尊重する経営」は、人権を尊重する方針を策定し、社内外に表明するところからスタートします。

そして、策定・表明した人権方針に基づき、人権デュー・デリジェンスのPDCAサイクルを回します。

具体的には、①人権リスクの評価(アセスメント)→②社内部門・手続きへの統合と適切な措置の実施→③追跡調査→④情報開示→①へというサイクルです。

ぜひ皆様の企業をSDGs達成の担い手となる素晴らしい企業に育てましょう！

人権方針の策定やPDCAサイクルの円滑な回転等にお悩みがあれば、ぜひ私達に相談ください。

## ◆その他◆

### 【文書作成】

新「公用文作成の要領」(仮)(案) がパブコメにかけられていました。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000227781>

文書の書き方に迷ったら、ぜひこれをご覧ください。文書作成の基本的なルールが示されています。

---

### 【2】当事務所のサービス案内

---

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約のイメージから一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

### 【クレームガード】

月額3万円から始められるクレームガード。

クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポートします。

スタンダードプランでは、担当者相談窓口を設置し、マニュアルもサポートします。

プラスプランでは、クレーム直接対応や研修もサポートします。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

スポット対応(1万5000円～)も可能ですので、お気軽にご相談ください。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。

薬機法違反による逮捕や刑事罰。

広告チェックの重要性はますます高まっています。

基本：1 広告あたり 2 万 7500 円（税込み）

※A4 で 8 ページ目以降は 1 ページあたり 5500 円（税込み）

代替表現のご提案：+2 万 7500 円（税込み）

継続的なご依頼：月額 5 万 5000 円（税込み）で月 2 広告までご対応

3 広告目以降は 1 広告あたり 2 万 2000 円（税込み）でご対応

※A4 で 8 ページ目以降は 1 ページあたり 5500 円（税込み）

リスクチェックだけでなく代替表現も追加費用無しでご提案します。

広告数やページ数が多い場合はこちらの方がお得です。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役を設置する会社が年々増加しています。

会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの改訂が主な原因ですが、単に義務化されたからという理由だけで渋々設置するのはもったいないです。

社外取締役・社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

私達は、上場企業を含む約 100 社以上の会社及び団体と顧問契約を締結しており、日常的に企業活動の様々な経営判断に関与している経験を活かし、貢献したいと考えております。

課題や将来展望、お求めのスキルや注力分野、年齢層、ご予算等がありましたら、それらを踏まえて最適と考えられる弁護士をご紹介させていただきます。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

---

### 【3】セミナー案内

---

【2022 年 2 月 17 日（木）15 時～16 時】（担当：弁護士伊山正和）

テーマ：競業避止・営業秘密・情報漏洩・顧客流出

【2022 年 3 月 10 日（木）15 時～16 時】（担当：弁護士拾井美香）

テーマ：風評被害対策

参加無料・オンライン・事前申込要です。

セミナーのお問い合わせ、お申し込みは…

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

---

#### 【4】ニュースレター案内

---

添付のとおり、News Letter vol.12 を発行しました。

●特集 パワハラ防止法全面適用

パワハラ防止法が中小企業も義務化。

もし社内でパワハラが起きたら企業はどのように対応すればよいのか。 (弁護士伊山正和)

バックナンバーは…

<https://kyotosogo-law.com/category/letter/>

#### 【編集後記】

2021年12月号、いかがでしたでしょうか？

プロ野球はお休み。

その代わりに、宇多田ヒカルさんが主題歌のドラマが毎週末の楽しみでした。最終回をリアルタイム視聴が適わなかったため、観るまでひたすらネット断ちでした。気を抜いてスマホを見てしまうと、知りたくない情報が勝手に入ってくるので困りました。

今年最後のメルマガですので、まずは文化的な話題から。

皆様、ショパンコンクールをご存知でしょうか。反田恭平さんが51年ぶりに2位となったことが大きく報道されました。

正式名称は「フレデリック・ショパン国際ピアノ・コンクール」、5年毎に開催される音楽コンクールの最高峰です。

2020年に開催される予定だったのですが、コロナで延期し、今年の10月に開催されました。

反田さんは圧巻の演奏でファイナルに進出し、素晴らしいピアノ協奏曲第一番を演奏されました。

最終盤、反田さんのピアノパートが終わると、まだオーケストラの演奏が続いているのに観客から雷鳴のような拍手。指揮者のアンドレイ・ボレイコさんの嬉しそうな表情がとっても素敵でした。

次は2025年の予定。毎回インターネットでリアルタイム配信されていますので、次回も楽しみですね！

さあ、お待ちかねのF1。

こんなことがあるのかというドラマでした。

11月末時点の状況を整理しますと、4連覇中のチャンピオンであるルイス・ハミルトン選手(メルセデス)とマックス・フェルスタッペン選手(レッドブル・ホンダ)の熾烈なチャンピオン争いは、20戦が終わった時点で、フェルスタッペン選手が8ポイントリード。

21戦サウジアラビアGPでハミルトン選手が勝利し、ファステストラップポイントも獲得したことで、チャンピオン争いはナント同点になりました。

つまり、最終 22 戦アブダビ GP で先着した方がワールドチャンピオンという状況になりました。

これだけでも胸熱ですよ！

そして、最終 22 戦アブダビ GP。予選でセルジオ・ペレス選手（レッドブル・ホンダ）のナイスアシストもあり、ポール・ポジションを獲得。決勝でロケットスタートを！と期待しましたが、ハミルトン選手が見事なスタートを決め、フェルスタッペン選手は苦しい展開に。

これが王者か…とひれ伏すしかない完璧なドライビングを見せ、フェルスタッペン選手との差はジワジワと開いていきます。

そこで、レッドブルは、フェルスタッペン選手が先にタイヤ交換を行い、ペレス選手がハミルトン選手を抑えてフェルスタッペン選手を援護射撃する作戦に出ました。

タイヤの状況は明らかにハミルトン選手の方が有利であるにもかかわらず、ペレス選手が神がかり的なブロックを見せ、ハミルトン選手を抑えます。フェルスタッペン選手も思わずチーム無線で「チェコはレジェンドだ！」と感嘆の声を上げました。

これにより一気に差が縮まりました。しかし、それでもオーバーテイクには至らず、逆にまた少しづつ差が開いていきます。

それでも諦めないフェルスタッペン選手は、さらにタイヤ交換を行い、新しいタイヤで猛追する作戦にできました。ラスト 20 周で 17 秒差。届くかどうか！

しかし、ハミルトン選手は恐ろしく速く、なかなか差が縮まりません。万事休す。

私もここでほぼ諦めていました。

しかし、しかし、ラスト 5 周でとんでもないドラマが起きました。ニコラス・ラティフィ選手（ウィリアムズ）がクラッシュし、セーフティカー（安全を確認するまでスロー走行になります。）が入ったのです。このタイミングでフェルスタッペン選手はソフトタイヤにチェンジ。一方、ハミルトン選手はそのままコース上に留まることを選択しました。

そして、ラスト 1 周でセーフティカーが外れ、たった 1 周のスプリントレースとなりました。ホームストレートの観客は大歓声。

コーナーでフェルスタッペン選手がハミルトン選手のインに飛び込み、見事にオーバーテイク。反撃するハミルトン選手。抑えるフェルスタッペン選手。突き放すフェルスタッペン選手。

モニターでレースを見守っていたレッドブル・ホンダのメカニックが叫びながらゴールに向かって走り出す！フェンスをよじ登る！実況が「What a magic moments!」と絶叫。大歓声を受けてチェッカーフラッグ。

フェルスタッペン選手がホンダにアイルトン・セナ選手以来 30 年ぶりのワールドチャンピオンをプレゼントしてくれました！

このメルマガでフェルスタッペン選手と連呼し続けた私の願いも通じたようなレースで、現実味がありませんでした。お陰でその日はほぼ徹夜になってしまいましたが、夜が明けてからも興奮状態でした。

ペレス選手の伝説的なアシスト、チームの的確なタイヤ交換、角田裕毅選手がバルテリ・ボッタス選手を抑えたことも含め、何か一つでも欠ければこの大逆転優勝はありませんでした。

チャンスを掴む準備を尽くした者だけがチャンスを掴むことができる。

それでは皆様、よいお年を！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HP からご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

**【京都総合法律事務所】**

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

弁護士 野崎隆史

[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com)